

船橋市廃棄物不適正処理箇所対策検討委員会設置要綱

平成15年8月1日制定

平成24年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市内において、産業廃棄物等が不法投棄等不適正処理されており、それが市民の生活環境を著しく悪化させていると思われる事例について、市の行政代執行による除去の要否、除去する場合の処理方法及び業務の実施に必要な事項を決定することを目的とする「廃棄物不適正処理箇所対策検討委員会」の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会の名称は「廃棄物不適正処理箇所対策検討委員会」（以下「対策検討委員会」という。）とする。

(組織)

第3条 対策検討委員会は、委員長及び委員を持って組織し、次の職にある者を委員とする。

- (1) 環境部長
- (2) 環境政策課長
- (3) 環境保全課長
- (4) 資源循環課長
- (5) 廃棄物指導課長
- (6) クリーン推進課長
- (7) 保健所衛生指導課長
- (8) 危機管理課長
- (9) 消防局予防課長
- (10) 消防局警防課長

(11) 財政課長

- 2 対策検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には環境部長の職にある者をもって充て、また副委員長には廃棄物指導課長の職にある者を充てる。

(検討事項)

第4条 対策検討委員会は次の事項を検討し、決定する。

- (1) 実施箇所、実施時期
- (2) 処理方法（全部撤去、一部撤去、その他の支障除去方法等）
- (3) その他必要な事項（行政代執行費用の回収方法、土地利用制限等）

(委員会)

第5条 対策検討委員会は委員長が招集し、主催する。委員長は必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会の活用)

第6条 対策検討委員会は、第4条第2号に規定する事項を決定するに当たり、必要に応じ学識経験者等で構成する「船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会」に対し、意見または助言を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 対策検討委員会の事務局は環境部廃棄物指導課に置く。

(附 則)

- 1 この要綱に定めるもののほか、対策検討委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。
- 2 この要綱は平成15年8月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。